

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード<第 2.0 版>
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人文化学園
②設置大学名称	文化学園大学
③担当部署	大学事務局教務部学事課
④問合せ先	gakuji@bunka.ac.jp
⑤点検結果の確定日	2025年 9月 11日
⑥点検結果の公表日	2025年 10月 16日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://bwu.bunka.ac.jp/outline/governance-code.php
⑧本協会による公表	<input checked="" type="radio"/> 承諾する <input type="radio"/> 否認する

【備考欄】

--

様式 I**I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果**

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1 ①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神等の基本理念及び教育目的を学則に明記し、大学 HP で公開している。 <教育のポリシー（3つのポリシー）> https://bwu.bunka.ac.jp/outline/policy.php
実施項目 1－1 ②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	3つのポリシーは、本学では「教育のポリシー」として大学 HP で公開している。これらの方針に基づいて各種規程の整備、カリキュラムの編成、入学者選抜を行っている。学生には学科ごとのカリキュラム体系図も明示し、教育の質の向上、学修環境・内容の整備、充実に努めている。
実施項目 1－1 ③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長の責務は「文化学園大学学則第 26 条第 1 項」に定め、学長の補佐体制は「文化学園大学学則第 26 条第 2 項、第 3 項」、「学校法人文化学園職制第 7 条第 2 項、第 3 項」に定めている。教授会の役割（学長と教授会の関係）は「文化学園大学教授会規程第 7 条」に明示している。
実施項目 1－1 ④	説明
教職協働体制の確保	教授会の下に組織されている各委員会は、教員と職員が選出されており、職員は委員として参画している。 また、毎年 4 月初頭の一日をかけて「全学 FD・SD 研修会」を開催し、この中で学長・各学部長による当該年度の方針解説と、教育改善に関連した講演、教員と職員が合同でグループ討議（分科会）を行っている。分科会は毎年度テーマが提示され、すべてのグループは討議内容を報告書にまとめて提出し、報告集として学内教職員全員に配信されて情報共有をしている。この分科会は 9 月にも行っている。こうした研修会及び分科会を通して、教員と職員は日頃から情報共有して教育活動を行う教職協働体制の醸成をしている。
実施項目 1－1 ⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	大学運営会議の下に「全学ファカルティ・ディベロップメント委員会」を組織し、年次計画の策定と推進を担い、④に記載した講演や分科会を開催している。 また、「全学スタッフ・ディベロップメント委員会」を組織し、年次計画の策定と推進を行い、職員の資質向上に向けた分科会や外部の研修会等に参加している。

原則 1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1-2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	データやエビデンスに基づく教学及び経営に関する具体策を策定している。
実施項目 1-2②	説明
計画実現のための進捗管理	毎年度、各部署で計画の進捗の振り返りを行い、大学運営会議に報告し、進捗の点検・管理と、必要に応じて計画の修正を行っている。その結果は大学 HP で公開している。

原則 2-1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2-1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	建学の精神に基づく、学科ごとの人材養成目的を学則に明記し、大学 HP で公開している。年 1 回、本学教員を講師として「特別公開講座」を開催し、広く社会に学びの機会を提供している。
実施項目 2-1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	中期計画に「地域環境を意識した取組み」、「地域連携、産官学連携の推進」を掲げ、各学部で取り組んでいる。

原則 2-2 多様性への対応

実施項目 2-2①	説明
多様性を受容する体制の充実	中期計画に「学生の多様性を尊重し、それぞれの学びの意欲に応える教育の推進」「多様な教員が互いを尊重しながら教育研究能力を高めることができる環境の実現」を掲げ、各学部で取り組んでいる。
実施項目 2-2②	説明
役員等への女性登用の配慮	役員や評議員等に女性を登用している。

原則 3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の選任は、「寄附行為」第 8 条に基づき、理事選任機関にて選任されることになっている。その理事選任機関は、第 7 条にて、全ての理事と理事の総数より 1 人少ない評議員で構成されることとなっており、多様な意見が取り入れられ、透明性が確保された選任となるように努めている。
実施項目 3-1②	説明

<p>理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立</p>	<p>理事会は、定例に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。理事会が「寄附行為」第38条第2項に定める重要事項を決定するには、評議員会の意見を聴かなければならないとしている。</p> <p>また、第42条第4項では、評議員会を招集する場合には、理事会において評議員に対して通知しなければならない事項を定めており、同条第5項では、評議員会開催の1週間前までに通知しなければならないことが規定されている。</p> <p>理事会・評議員会ともに、法令に定めるところにより議事録を作成し、開催日から10年間、議事録を備え置くこととし、透明性の確保に努めている。</p>
<p>実施項目3-1③</p>	<p>説明</p>
<p>理事への情報提供・研修機会の充実</p>	<p>「寄附行為」第18条第5項及び第6項には、理事会を招集するには、各理事に対し、1週間前までに会議の目的である事項を通知しなければならないことが規定されている。また、理事が過去の理事会の議案や資料が閲覧できる環境が整備し、情報提供をしている。</p>

原則3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

<p>実施項目3-2①</p>	<p>説明</p>
<p>監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保</p>	<p>監事の選任は、「寄附行為」第23条にて、評議員会の決議により選任されることとなっており、同条第2項にて、選任にあたり監事の独立性を確保し、利益相反を適切に防止することができるものを選任すると規定されている。また、第50条では会計監査人も評議員会の決議により選任されることが示されている。</p> <p>いずれも選任基準は明確に示されており、多様なメンバーで構成される評議員の意見を反映することで、透明性も確保されている。</p>
<p>実施項目3-2②</p>	<p>説明</p>
<p>監事、会計監査人及び内部監査室等の連携</p>	<p>監事が行う法人の監査の実施に関して必要な事項を「監事監査規程」及び「監事監査実施細則」に定めており、監事は内部監査を行う監査室と連携し、適切に監査を実施している。</p> <p>また、「寄附行為」第53条には、評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任等に関する議案の内容は監事が決定するとし、第55条には、会計監査人の職務は、法令の定めるところにより、法人の計算書類及び附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告書を作成し、監事及び理事会に提出することとしており、監事、会計監査人及び内部監査室等の連携が保たれる体制を築いている。</p>

実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	理事への情報提供と同様に、理事会を招集するには、各監事に対しても、1週間前までに会議の目的である事項を通知しなければならないことが規定されている。また、過去の理事会議案や資料を監事も閲覧できる環境が整っている。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の選任は、「寄附行為」第 33 条にて、理事会から 6 人、評議員会から 6~7 人選任することとしている。理事会選任は、職員は 1 人で他 5 人は学識経験者が、評議員会選任のうち 3 人は職員による候補者推薦の結果を尊重して選任し、他 3~4 人は 25 歳以上の卒業生または学識経験者が選任されることとしている。現在は経過措置期間として、寄附行為附則第 8 項各号に則った選任となっている。同条第 3 項には、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮することが規定されており、多様な意見が反映されるよう仕組みを構築し、選任の透明性を確保している。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の招集や職務等について「寄附行為」に明確に定めている。「寄附行為」第 38 条第 2 項には、理事会が評議員会の意見を聴かなければならない重要事項を示すとともに、第 42 条では、評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集することとしている。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	「寄附行為」第 42 条第 4 項及び第 5 項には、評議員会を招集する場合には、評議員に対し、1週間前までに、会議の目的である事項に係る議案が確定している時はその概要を、議案が確定していない場合にはその旨を通知しなければならないことが規定されている。また、評議員が過去の評議員会の議案や資料が閲覧できる環境を整備している。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	「リスク管理規程」を定め、学園のリスク管理を統括する責任者を理事長としている。同規程第 6 条にて、学園にリスク管理委員会を設置することが規定されており、同委員会は理事長が必要とするもので組織され、

	総務担当理事を委員長とし、リスク管理体制を整備している。
実施項目 3-4 ②	説明
法令等遵守のための体制整備	公平公正な学園運営及び学園の社会的信頼の維持に資することを目的とした、「コンプライアンス規程」を定め、学園のコンプライアンスを推進する総括責任者を理事長としている。 コンプライアンスを推進する施策を補佐するため、総括責任者の下に、コンプライアンス推進責任者を、さらに各部署にも責任者を置くことで、コンプライアンス推進に関する体制を整備している。

原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4-1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	各法令及び各省の通達に従って情報公開を推進し、また情報の分かりやすさのため、大学 HP で「受験生へ」「在学生へ」「保護者の方へ」「卒業生の方へ」「企業の方・一般の方へ」と項目を明確にして情報を公開している。今後、ICT 技術が進む社会に対応した情報公開の方針の策定を進めている。
実施項目 4-1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	説明はなるべく平易な言葉を使用して、わかりやすくしている。説明方法を常に工夫して幅広い方々の理解促進に努めている。

II- II. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明